

認定に際し、認定申請者の遵守すべき事項

一般社団法人全国木材検査・研究協会

全木検が行う認定の登録並びに維持等は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、JAS 法という。）及び関係規則、告示等並びに全木検の認定業務規程（以下、認定業務規程という。）等に基づいて行われるもので、認定事業者は、これらの法令等を遵守することが求められます。

全木検の認定業務規程第 32 条に定める認定の登録、同第 39 条に定める、監査結果に基づく審査・判定に係る認定の維持、認定範囲の縮小若しくは拡大、認定の取消し、格付業務の停止又は格付表示製品の出荷停止及び停止の解除等に関する対応基準、並びに同第 39 条及び同第 45 条に定める認定証の返還等に関する対応基準は、以下のとおりです。

1. 認定の維持

(1) 監査及び審査・判定

- ① 全木検は、認定製造業者等が、その後も継続して、認定の技術的基準を満たしていること並びに製材等の JAS 規格に適合する製品を、供給する能力を維持していることを確認するために監査を実施します。
- ② 監査は、1 年に 1 回の定期監査のほか、認定事業者の「認定事項の変更届」等に基づいて、必要により行う追加監査、又は、第三者からの情報提供等に基づいて行う臨時監査を行います。
ただし、認定品目・区分を追加する場合は、新たに認定の申請手続を行うこととなります。
- ③ 全木検は、監査の結果を審査し、認定の維持、認定範囲の拡大若しくは縮小、格付業務の停止又は格付表示製品の出荷停止及び停止の解除等の判定を行います。

(2) 審査・判定結果の対応

- ① 監査及び審査・判定の結果、引き続き、認定の技術的基準を満たしていること並びに製材等の JAS 規格に適合する製品を供給する能力を維持していることを確認した認定事業者に対し、認定を継続する旨を通知します。
- ② 認定範囲の拡大又は縮小、その他認定事項の変更後の状態が、認定の技術的基準を満たしていること並びに製材等の JAS 規格に適合する製品を供給する能力を維持していることを確認した認定事業者に対し、認定事項の変更を認めます。

(認定業務規程第 36 条、同第 37 条、同第 38 条から)

2. 不適合事項の措置

(1) 是正の請求

監査において、認定事業者が次のア及びイに該当すると認める場合、全木検は、是正すべき事項を明記の上、認定事業者に対し、期日を定めて是正の措置を文書で請求します。

ア 認定事業者が認定の技術的基準に適合しなくなったとき、又は適合しなくなるおそれ大きいと認めるとき（JAS 法施行規則第 46 条第三号イから）。

イ 次の①から④について、部分的若しくは重要な点で認定事項の不適合を確認したとき（JAS 法施行規則第 46 条第三号ロ、ハから）。

- ① 格付表示製品が、格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲り渡しの委託をし、又は譲り渡しのための陳列をしてはならない（JAS 法第 14 条第 6 項から）。
- ② 格付表示製品が、格付の結果と一致しないことが明らかになったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない（JAS 法第 14 条第 7 項から）。
- ③ 認定事業者は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認定に係る農林物資以外の商品について登録認定機関の認定を受けていると誤認させ、又は登録認定機関の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること（JAS 法施行規則第 46 条第一号ニ（5）から）。
- ④ 認定事業者は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認定に係る種類の農林物資が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと（JAS 法施行規則第 46 条第一号ニ（6）から）。

(2) 格付業務の停止又は格付表示製品の出荷停止

認定事業者が次のいずれかに該当するときは、全木検は当該事業者に格付業務を停止又は格付表示製品の一時出荷停止を請求します（JAS 法施行規則第 46 条第三号ニ、ホから）。

- ① （1）における是正が相当の期間を要すると見込まれるときは、是正されるまでの間。
- ② 全木検が、（1）イの①から④、その他の業務が適切に行われているかどうかを確認するために、認定事業者に必要な報告を求め、又は工場等に立ち入り検査をすることを求めた場合に、正当な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した時は、当該事業

者が、真実かつ正確な報告をし、又は当該検査に応じ、当該検査が終了するまでの間。

- ③ その他、認定の取消しに至らない程度の違反行為があるときは、その違反行為の是正が確認されるまでの間。

(3) 認定の取消し

全木検は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことを請求します（JAS 法施行規則第 46 条第三号へ、トから）。

- ① 認定の技術的基準及び製材等の JAS 規格に不適合で、是正に要する期間が 1 年を超えると認められる場合、又は、適合への是正の見込みがないとき。
- ② (1) のイの①から④に違反し、又はその他農林水産大臣による改善命令に違反した場合であって、その違反行為が当該認定事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- ③ 上記のほか、全木検が認定事項の改善を求める請求を行った場合、正当な理由がないのに請求に応じない場合又は改善の確認ができないとき、など。

3. 違反の種類と全木検の対応の基準

(1) 格付業務の停止及び格付表示製品の出荷停止への対応（認定業務規程第 39 条、同第 45 条から）

- ① 全木検は、格付業務の停止請求及び格付の表示した製品の出荷の停止請求を行ったときは、認定事業者に認定証の一時返還を求めるものとし、その間は、当該認定事業者が引き続き認定された状態にあるような宣伝・広告等の中止又は修正等必要な措置を行うよう併せて請求します。
- ② 前記の格付業務の停止又は格付表示製品の出荷停止を請求した認定事業者から、請求事項について是正を行った旨の報告があった場合は、その是正措置を 2 (1) の監査に準じて確認します。
- ③ 是正措置が認定の技術的基準及び製材等の JAS 規格に適合していると確認された場合は、停止請求の解除を行い、一時返還させていた認定証を認定事業者に返却します。

(2) 認定の取消しへの対応

- ① 全木検は、認定の取消し請求を行ったとき又は認定事業者が格付業務を廃止したときは、認定事業者に認定証の返還を求めるものとし、当該認定事業者が引き続き認定された状態にあるような宣伝・広告等の中止又は修正等必要な措置を行うよう併せて請求します（認定業務規程第 39 条、同

第 45 条から)。

- ② 認定の取り消しを行った事業者からの認定申請を 1 年間受付けないものとし、ます (認定業務規程第 21 条から)。
- ③ 再認定の際は、違反事項に対する原因の究明、再発防止のための品質管理体制の再構築等の改善報告書を提出させ、是正措置について審査します。
- ④ 審査の結果、違反が再発する危険がないと判断された場合は、再認定の手続きを行います。

制定日：平成 18 年 9 月 8 日

改定日：平成 22 年 9 月 1 日

改定日：平成 26 年 3 月 1 日

改定日：2014-3-1